

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案要綱

(平成二十七年二月二十七日時点 調整中)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）その他の出入国に関する法令及び労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的とするものとする。

二 定義

1 技能実習

企業単独型技能実習（第一号企業単独型技能実習、第二号企業単独型技能実習及び第三号企業単独

型技能実習をいう。）及び団体監理型技能実習（第一号団体監理型技能実習、第二号団体監理型技能実習及び第三号団体監理型技能実習をいう。）をいうものとする。

2 技能実習生

企業単独型技能実習生（第一号企業単独型技能実習生、第二号企業単独型技能実習生及び第三号企業単独型技能実習生をいう。）及び団体監理型技能実習生（第一号団体監理型技能実習生、第二号団体監理型技能実習生及び第三号団体監理型技能実習生をいう。）をいうものとする。

3 第一号企業単独型技能実習

本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人又は本邦の公私の機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等を修得するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって、これらの本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいうものとする。

4 第二号企業単独型技能実習

第一号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。）をもって、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいうものとする。

5 第三号企業単独型技能実習

第二号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに係るものに限る。）をもって、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいうものとする。

6 第一号団体監理型技能実習

外国人が、技能等を修得するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講

習を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいうものとする。

7 第二号団体監理型技能実習

第一号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいうものとする。

8 第三号団体監理型技能実習

第二号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいうものとする。

9 実習実施者

企業単独型実習実施者（第二の一の認定を受けた技能実習計画に基づき、企業単独型技能実習を行わせる者をいう。）及び団体監理型実習実施者（第二の一の認定を受けた技能実習計画に基づき、団体監理型技能実習を行わせる者をいう。）をいうものとする。

10 実習監理

団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。）団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。）との間における雇用関係の成立のあつせん及び団体監理型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいうものとする。

11 監理団体

第三の一の許可を受けて実習監理を行う事業（以下「監理事業」という。）を行う本邦の営利を目的としない法人をいうものとする。

三 基本理念、責務及び基本方針

技能実習に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、主務大臣は基本方針を定めなければならない。

らないものとする。

第二 技能実習計画

一 認定

1 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

2 技能実習計画には、技能実習生の氏名及び国籍、技能実習の区分、目標、内容及び期間その他の事項を記載しなければならないものとする。

3 団体監理型技能実習を行わせようとする申請者は、実習監理を受ける監理団体の指導に基づき、技能実習計画を作成しなければならないものとする。

4 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならないものとする。

5 主務大臣は、1の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(一) 技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

(二) 技能実習を修了するまでに、技能実習生が修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）をした技能等の評価を技能検定、技能実習評価試験（主務省令で指定する試験をいう。）等により行うこと。

(三) 団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が、技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体（当該技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、第三の一の1の（一）の一般監理事業に係る許可を受けた者に限る。）による実習監理を受けること。

(四) 第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

(五) (一)から(四)までのほか、所要の認定基準に適合していること。

6 認定の欠格事由に該当する者は、1の認定を受けることができないものとする。

7 主務大臣は、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に、1の認定に関する事務の全部又は

一部を行わせることができるものとする。

8 主務大臣は、第二及び第四の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者、監理団体等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に質問若しくは立入検査をさせることができるものとする。

9 主務大臣は、7により機構に1の認定に関する事務の全部又は一部を行わせるときは、第二の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができるものとする。

- (一) 実習実施者、監理団体等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務
- (二) その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者、監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

10 その他変更の認定、改善命令、認定の取消し等について所要の規定を設けること。

二 実習実施者による実施の届出等

1 実習実施者は、技能実習を開始したときは、遅滞なく、開始した日その他主務省令で定める事項を

主務大臣に届け出なければならないものとする。

2 主務大臣は、機構に1の届出の受理に係る事務を行わせることができるものとする。

3 実習実施者は、1のほか、技能実習を行わせることが困難となった場合の届出、帳簿の備付け、実施状況報告等を行わなければならないものとする。

4 その他第二の規定の実施に必要な事項は、主務省令で定めるものとする。

第三 監理団体

一 許可

1 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならないものとする。

(一) 一般監理事業（監理事業のうち(二)に掲げるもの以外のものをいう。）

(二) 特定監理事業（第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。）

2 厚生労働大臣は、1の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければ

ればならないものとする事。

3 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならないものとする事。

4 主務大臣は、機構に、1の許可についての事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができるものとする事。

5 主務大臣は、1の許可の申請があつた場合において、その申請者が次のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならないものとする事。

(一) 本邦の営利を目的としない法人であつて主務省令で定めるものである事。

(二) 監理事業を適切に運営するための外部役員又は外部監査の措置を講じている事。

(三) 外国の送出機関から団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあつては、外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結している事。

(四) 許可の申請が一般監理事業に係るものである場合は、申請者が団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合

していること。

(五) (一)から(四)までのほか、所要の許可基準に適合していること。

6 許可の欠格事由に該当する者は、1の許可を受けることができないものとする。

7 監理団体は、職業安定法第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、技能実習職業紹介事業（監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等のみと当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみとの間における技能実習に係る雇用関係の成立をあつせんすることを業として行うものをいう。）を行うことができるものとする。

8 監理団体は、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができるものとする。この場合を除き、監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けてはならないものとする。

9 主務大臣は、第三の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者、監理団体等に対し、

報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に質問若しくは立入検査をさせることができるものとする。

10 その他許可証、許可の条件、許可の有効期間、変更の許可、技能実習の実施が困難となった場合の届出、事業の休廃止、改善命令、許可の取消し等について所要の規定を設けること。

二 監理団体の遵守事項

1 監理団体は、自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないものとする。

2 監理団体は、第二の一の認定を受けた技能実習計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならぬものとするほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならないものとする。

3 監理団体は、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任しなければならないものとする。

4 監理団体は、団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習に関し労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして必要な指導等を行わせなければならないものとする。

5 監理団体は、1から4までのほか、帳簿の備付け、監査報告、個人情報取扱い、秘密保持等を行わなければならないものとする。

6 その他第三の規定の実施に関し必要な事項は、主務省令で定めるものとする。

第四 技能実習生の保護等

一 禁止行為等

1 実習監理を行う者又はその役員若しくは職員（2及び3において「実習監理者等」という。）は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならないものとする。

2 実習監理者等は、技能実習生等又は技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならないものとする。

3 実習監理者等は、技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならないものとする。

4 技能実習を行わせる者若しくは実習監理を行う者又はこれらの役員若しくは職員（5において「技能実習関係者」という。）は、技能実習生の旅券又は在留カードを保管してはならないものとする。

5 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならないものとする。

6 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員（この6において「実習実施者等」という。）がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を主務大臣に申告することができるとし、実習実施者等は、申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

二 補則

1 主務大臣は、第二から第四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、実習実施者及び監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言をすることができるとすること。

2 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

3 実習実施者及び監理団体は、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならないものとし、主務大臣は、必要があると認めるときは、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

4 主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、技能実習評価試験の振興に努めなければならないものとともに、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとする。

5 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは、特定の業種に属する事業を所管する大臣（6において「事業所管大臣」という。）に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に関し必要な協力を要請することができるものとする。

6 事業所管大臣は、関係者により構成される事業協議会を組織することができるものとする。

7 主務大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができるとともに、実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができるものとする。

8 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、関係機関により構成される地域協議会を組織することができるものとする。

第五 外国人技能実習機構

一 総則

1 機構は、外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とするものとする。

2 機構の法人格、数等について所要の規定を設けること。

二 設立

1 機構を設立するには、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とするものとする。

2 定款の作成、設立の認可、設立の登記等について所要の規定を設けること。

三 役員等

1 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置くものとする。

2 役員の職務及び権限、役員の任命等について所要の規定を設けること。

四 評議員会

1 機構に、その業務の円滑な運営を図るため、評議員会を置くものとする。

2 評議員会の組織、評議員等について所要の規定を設けること。

五 業務

1 機構は、技能実習に関し第二及び第三に規定する業務等を行うものとする。

2 業務の委託、業務方法書等について所要の規定を設けること。

六 財務及び会計

1 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 財務諸表、利益及び損失の処理等について所要の規定を設けること。

七 監督

機構は、主務大臣が監督するものとし、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすること等ができるものとする。

八 補則

機構の定款の変更及び解散について所要の規定を設けること。

第六 雑則

一 この法律における主務大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣とするものとし、この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とするものとする。

二 主務大臣は、第三の一の9の報告徴収等（第三の二の4を施行するために行うものに限る。）の権限

の一部を国土交通大臣に委任することができるものとする。

三 主務大臣は、第三の一の九の報告徴収等（第三の二の四を施行するために行うものに限る。）に関する事務について、労働基準監督官に行わせることができるものとする。

四 国、地方公共団体及び機構は、技能実習が円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとともに、機構は、連携のため、主務大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行わなければならないものとする。

五 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、主務省令で定めるものとする。

第七 罰則

この法律の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。

第八 施行期日等

一 この法律は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するものとする。

と。ただし、第五の規定等については、公布の日から施行するものとする。

- 二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 三 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、技能実習の在留資格を定める入管法の一部改正等関係法律について所要の規定の整備を行うこと。